

○東京都北区指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則

平成二四年三月三〇日規則第二九号

改正

平成二五年三月一五日規則第八号

平成三一年四月一五日規則第四〇号

令和 三年十一月 一日規則第六九号

東京都北区指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）並びに児童福祉法（昭和二十二年法律百六十四号）、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）に定めるもののほか、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条の二十第一項及び児童福祉法第二十四条の二十八第一項の規定による指定の申請は、指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者指定申請書（別記第一号様式）に区長が別に定める書類を添付することにより行なうものとする。

2 区長は、前項の申請があつた場合において、指定すると決定したとき、又は却下すると決定したときは、区長が別に定める通知書により申請者に通知するものとする。

3 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に表示するものとする。

(変更の届出等)

第三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条の二十五第三項及び第四項並びに児童福祉法第二十四条の三十二第一項及び第二項の規定による届出は、事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項の変更に係るものにあつては変更届出書（別記第二号様式）により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止・休止・再開届出書（別記第三号様式）により、それぞれ行なうものとする。

（指定の取消）

第四条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条の二十九第二項及び児童福祉法第二十四条の三十六の規定による指定の取消又は指定の全部若しくは一部の効力の停止は、区長が別に定める通知書により行なうものとする。

（公示）

第五条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条の三十及び児童福祉法第二十四条の三十七の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 指定等に係る事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
- 三 前二号の事項に変更がある場合は当該変更事項
- 四 指定、事業の廃止、指定の取消又は事項の変更新年月日
- 五 指定等に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類
- 六 その他区長が別に定める事項

2 指定に係る事業所の利用者に支障があると認められる場合は、前項第一号及び第二号に規定する所在地の全部又は一部を公示しないものとする。

（業務管理体制の届出）

第六条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条の三十一第二項第二号及び児童福祉法第二十四条の三十八第二項第二号の規定による届出は、業務管理体制の整備又は区分の変更に係る届出書（別記第四号様式）により行うものとする。

（業務管理体制の変更の届出）

第七条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条の三十一第三項及び児童福祉法第二十四条の三十八第三項の規定による届出は、業務管理体制に係る変更届出書（別記第五号様式）により行うものとする。

（業務管理体制の区分の変更の届出）

第八条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条の三十一第四項

及び児童福祉法第二十四条の三十八第四項の規定による届出は、業務管理体制の整備又は区分の変更に係る届出書により行うものとする。

(情報提供)

第九条 区長は、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者に関する情報のうち、第五条に掲げる事項その他区長が必要と認める事項について、国、東京都、関係区市町村及び国民健康保険団体連合会に情報を提供することができるものとする。

(実施細目)

第十条 この規則に定めるもののほか、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な事項は区長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(準備行為)

2 区長は、この規則の施行の日前においても、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な業務を行うことができる。

付 則 (平成二五年三月一五日規則第八号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則 (平成三一年四月一五日規則第四〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (令和三年十一月一日規則第六九号)

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。(後略)

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則の各条の規定による改正前の当該規定により改正される各規則の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用するこ

とができる。

受付番号	
------	--

指定特定相談支援事業者
指定障害児相談支援事業 指定申請書

年 月 日

北区長 殿

申請者
(設置者) 所在地
名称
代表者

障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業に係る指定を受けたいので、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	フリガナ			
	名称			
	主たる事務所の所在地 (郵便番号 -)			
	(方書)			
	法人である場合その種別		法人所轄庁	
	連絡先	電話番号	FAX番号	
	代表者の職名・氏名	職名	フリガナ	氏名
代表者の住所 (郵便番号 -)				
(方書)				
指定を受けようとする事業の種類	フリガナ			
	名称			
	事業所の所在地 (郵便番号 -)			
	(方書)			
	事業の種類	実施事業	指定申請する事業の事業開始予定年月日	様式
	特定相談支援事業		付表	
	障害児相談支援事業		付表	
既に特定相談支援事業の指定を受けている場合は記載してください。				
事業所番号		指定年月日		
地域相談支援事業（地域移行支援）の指定を受けている場合は記載してください。				
事業所番号		指定年月日		
地域相談支援事業（地域定着支援）の指定を受けている場合は記載してください。				
事業所番号		指定年月日		
介護保険法の居宅介護支援事業の指定を受けている場合は記載してください。				
事業所番号		指定年月日		
介護保険法の介護予防支援事業の指定を受けている場合は記載してください。				
事業所番号		指定年月日		

備考

- 「受付番号」欄には記載しないでください。
- 「法人である場合その種別」欄には、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記載してください。
- 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 「実施事業」欄には、今回申請する相談支援事業の種類に「○」を記載してください。
- 「障害児相談支援事業」の指定を申請する場合は、原則として「特定相談支援事業」も併せて申請してください。

変 更 届 出 書

年 月 日

北区長 殿

所在地

事業者
(設置者) 名 称

代表者

次のとおり、指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		事業所番号	
指定内容を変更した事業所	フリガナ		
	名 称		
	所在地	(郵便番号 -)	
	事業の種類		
変更があった事項		変更の内容	
1	事業所の名称	(変更前)	
2	事業所の所在地（設置の場所）		
3	事業者（設置者）の名称		
4	主たる事務所の所在地		
5	代表者の氏名、住所		
6	定款・寄附行為等及びその登記簿謄本又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）	(変更後)	
7	事業所の平面図及び設備の概要		
8	事業所の管理者の氏名、住所		
9	指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供に当たる者の氏名、住所		
10	主たる対象者		
11	運営規程		
変 更 年 月 日		年 月 日	

備考

- 1 該当項目番号に「○」を付けてください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。
- 3 変更した日から10日以内に届け出てください。

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

北区長 殿

所在地

事業者
(設置者) 名称

代表者

次のとおり、指定を受けた事業を 廃止・休止する
再開した ので届け出ます。

		事業所番号	
廃止・休止・ 再開する事業所	フリガナ		
	名称		
	所在地	(郵便番号 -)	
		事業の種類	
廃止・休止・再開の別		廃止・休止・再開	
廃止・休止・再開の年月日		年 月 日	
廃止・休止する理由			
現に指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を受けている者に対する措置（廃止・休止する場合のみ）			
休止予定期間		年 月 日～ 年 月 日	

備考

- 1 事業の再開に係る届出については、従業者の勤務体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には勤務体制・形態一覧表を添付してください。
- 2 廃止・休止の場合は、廃止・休止する日の1箇月前までに届け出てください。
- 3 再開の場合は、再開した日から10日以内に届け出てください。

受付番号	
-------------	--

指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の業務管理体制の整備又は区分の変更に係る届出書

年 月 日

北区長 殿

事業者
所在地
名称
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者番号																			
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1 届出の内容（該当の項目に○を付ける。）	
(1)	業務管理体制の整備
(2)	業務管理体制に係る区分の変更
2 事 業 者	フリガナ 名 称
	住 所 (主たる事務所の所在地)
	連 絡 先
	法 人 の 種 別
	代表者の職名・氏名・生年月日
	代表者の住所
3 事業所名称等及び所在地（複数ある場合は別表に記入）	事業所名称 指定年月日 事業所番号 所在地
4 障害者自立支援法及び児童福祉法に基づく届出事項（該当の項目すべてに○をつける）	法令遵守責任者の氏名（フリガナ） 生年月日
	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（概要を添付）
	業務執行の状況の監査の方法の概要（概要を添付）
	計 ヶ 所
5 区 分 変 更	区分変更前行政機関名称、担当部(局) 課
	事業者番号
	区分変更の理由
	区分変更後行政機関名称、担当部(局) 課
	区分変更日

受付番号	
------	--

指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の
業務管理体制に係る変更届出書

年 月 日

北区長 殿

事業者
所在地
名称
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者番号																			
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>変更があった事項 (該当の項目全てに○を付ける。)</p>	
1、法人の種別、名称(フリガナ)	2、主たる事務所の所在地、電話、FAX番号
3、代表者氏名(フリガナ)、生年月日	4、代表者の住所、職名
5、事業所名称等及び所在地（事業所の指定・廃止等により事業所数に変化が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合のみ届出。下記備考参照）	
6、法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日	
7、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	
8、業務執行の状況の監査の方法の概要	

<p>変更の内容</p>	
<p>(変更前)</p>	
<p>(変更後)</p>	

備考：上記「5」の項目で届け出る場合、変更前欄と変更後欄のそれぞれに、指定等事業所等の合計数を記入してください。変更後の欄に追加又は廃止等となった事業所等の名称、指定（許可）年月日、事業所番号及び事業所所在地を記入してください。書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として変更前と変更後のそれぞれの「事業所一覧」を添付してください。